

2021年10月8日

各位

株式会社 北陸銀行

**日本赤十字社富山県支部と「遺言を活用した遺贈寄付に関する協定」を締結  
～お客さまの社会貢献ニーズにお応えします～**

北陸銀行（頭取 庵 栄伸）は、日本赤十字社富山県支部（支部長 新田 八朗、以下、「日赤富山県支部」）と「遺言を活用した遺贈寄付に関する協定」を締結し、日赤富山県支部へ遺言による寄付を希望する方に対して個別相談業務を開始しましたので、お知らせいたします。

日本赤十字社の北陸三県の支部において、本協定を締結するのは当行が初めてとなります。本協定を機に、当行と日赤富山県支部は、これまで以上に緊密に連携し、地域の活性化や社会貢献に協働して取り組んでまいります。

## 記

### 1. 締結式について

(1) 締結日 2021年10月8日（金）

(2) 締結式

- ・ 日時 2021年10月8日（金）11時～
- ・ 場所 北陸銀行本店 3階会議室
- ・ 参加者 日本赤十字社 富山県支部 事務局長 大坪 昭一様  
株式会社北陸銀行 リテール推進部長 小谷 洋志



左から 当行リテール推進部長 小谷、日本赤十字社富山県支部事務局長 大坪様

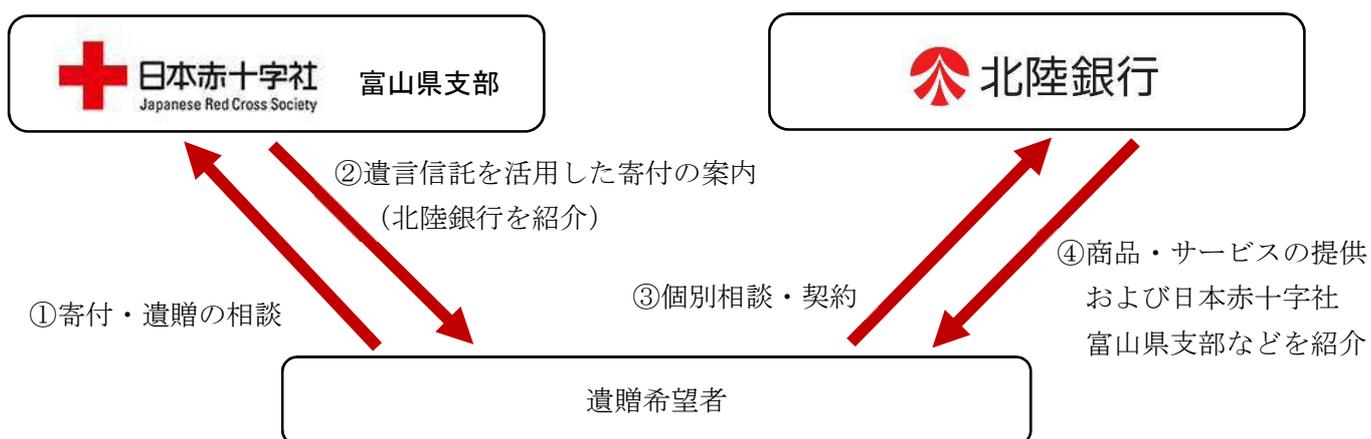
## 2. 経緯・協定内容

当行では、高齢化の進行を背景に、増加する相続に関する相談に幅広く対応するため、2019年4月より、銀行本体での信託業務の取り扱いを開始いたしました。現在まで、地域のお客さまに寄り添うべく、サービス拡充に取り組んでおります。

多くのご相談を受ける中で、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といったご意向をお持ちのお客さまが増えております。そのようなお客さまのニーズに応えるため、このたび、日赤富山県支部と「遺言を活用した遺贈寄付に関する協定」を締結することとなりました。

これにより、日赤富山県支部は遺言による寄付を希望される方に対して、具体的な相談先として当行を紹介いたします。当行は、相続・信託業務で培った知見を活かし、本部担当者が寄付や遺言作成の手続き等についてアドバイスを行い、必要に応じて、遺言信託などの商品・サービスをご提供いたします。また、当行からも、お客さまのご要望に応じて、寄付先として日赤富山県支部をご紹介いたします。

### 【ご相談のイメージ図】



## 3. 該当するSDGsの目標



SDGsは Sustainable Development Goals の略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

北陸銀行 リテール推進部 リテール企画グループ 信託チーム TEL(076)423-7111